

緊急事態宣言解除に伴う利用制限の段階的緩和について

政府の緊急事態宣言再解除に伴い、春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」では以下のとおり施設の利用制限を段階的に緩和いたします。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象期間

令和3年3月22日（月曜日）から当面の間

2. 実施内容

上記対象期間に利用する新規の予約受付を再開します。

※午後9時以降については、可能な限り自粛のご協力をお願い致します。また、生活学習室をご利用の際、室内での飲食は禁止となりますのでお持ち帰りをお願いいたします。

3. 貸館を行う施設：多目的ホール、生活学習室、研修室1、研修室2、茶室和室、

4. 貸館休止中の施設：エントランスホールの休憩コーナー、情報ライブラリー、

5. ご利用可能な業務、施設：相談業務、印刷工房、ちびっこ広場

6. 施設ご利用に当たってのお願い

新型コロナウイルス感染防止の対策を徹底した上でのご利用をお願いいたします。

- ・風邪症状のある方は入館をご遠慮いただいております。
 - ・各施設定員の50%以内の人数でのご利用とさせていただきます。
 - ・館内ではマスクの着用をお願いいたします。
 - ・咳エチケット、手洗い、手指の消毒をお願いいたします。
 - ・ご利用中の施設の換気（30分毎5分程度）に御協力をお願いいたします。
 - ・社会的距離（2メートル）の確保をお願いいたします。
 - ・大きな声を出す活動、歌うことなどはマスク着用に加えて、フェイスシールド着用、間隔を十分空ける、対面を避ける、飛沫を遮断するシートを活用する、などを講じることで活動を可能とします。
 - ・密接したダンスなど社会的距離の取れない活動は出来ません。
- その他、ご利用に際して職員よりお願いをする場合がございます。

令和3年 3月 22日

春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」

電話 048-731-3333 Email:info@harmonykasukabe.jp